

## 名古屋市職員共済組合保健事業に関する規程

(平成 20 年 11 月 28 日)  
(名古屋市職員共済組合規程第13号)

最近改正 令和 6 年 3 月 31 日規程第 4 号

### (目的)

**第 1 条** この規程は、名古屋市職員共済組合定款（昭和37年名古屋市職員共済組合定款第 1 号）第39条の規定に基づき、名古屋市職員共済組合が行う福祉事業のうち、組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための事業（以下「保健事業」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (事業の種類)

**第 2 条** 保健事業の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 健康診査
- (4) インフルエンザ予防接種費用助成
- (5) カフェテリア事業
- (6) 心身リフレッシュ事業
- (7) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第 152 号）第 112 条の 2 に規定する特定健康診査及び特定保健指導
- (8) その他組合員等の健康の保持増進に必要と理事長が認める事業

### (健康診査)

**第 3 条** 健康診査を受診することができる者は、当該年度の 4 月 1 日の時点で組合員及びその被扶養者である者とする。

2 健康診査の種類、受診資格及び自己負担金については、別表のとおりとする。

### (カフェテリア事業)

**第 4 条** カフェテリア事業の内容については、別に定める。

### (心身リフレッシュ事業)

**第5条** 心身リフレッシュ事業の参加資格を有するものは、4月1日を基準として、前年度中に組合員期間が15年、20年、25年又は30年に達した組合員及び理事長が別に認めた者とする。

2 心身リフレッシュ事業の内容については、別に定める。

(委任)

**第6条** この規程に定めるもののほか事業の実施に必要な事項は、事務局長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成20年12月1日から施行する。ただし、第2条第4号、第6号及び第7号の事業に関する規定は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日以前に受診した健康診査の自己負担金については、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日以前に受診した健康診査の自己負担金については、なお従前の例による。

**附 則**

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日以前に受診した健康診査の自己負担金については、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日以前に受診した健康診査の自己負担金については、なお

従前の例による。

**附 則**

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 3 月 31 日以前に受診した健康診査の自己負担金については、なお従前の例による。

**別表（第 3 条関係）**

種 類	受診資格	自己負担金
人間ドック	30歳以上の組合員及び被扶養者（年度中に30歳になる者を含む。）	検査費用に 100 分の30を乗じて得た額（その額に 500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円に切り上げる。）
脳ドック	年度中に38歳、43歳、48歳、53歳、58歳又は63歳となる組合員及び被扶養者	検査費用に 100 分の40を乗じて得た額（その額に 500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円に切り上げる。）

婦人科 検診	子宮がん検査	20歳以上の女性組合員及び女性被扶養者（年度中に20歳になる者を含む。）	無 料
	乳がん検査	30歳以上の女性組合員及び女性被扶養者（年度中に30歳になる者を含む。）	
人間ド ック追 加検査	骨粗しょう症検査	30歳以上の希望する組合員及び被扶養者	800円
	C型肝炎ウイルス検査	40歳以上の希望する組合員及び被扶養者	600円
	前立腺がん検査	50歳以上の希望する男性組合員及び男性被扶養者	600円
巡回女 性被扶 養者健 診	基本検査項目	30歳以上の女性被扶養者（年度中に30歳になる者を含む。）	無 料
	胃がん検査		2,000円
	子宮がん検査		無 料
	乳がん検査		無 料
歯科健診		組合員及び被扶養配偶者	無 料

備考

- 人間ドックの自己負担金については、当該年度中に30歳又は35歳となる組合員が事務局の指定する機関で受診したときは無料、それ以外の場合は人間ドックの自己負担金から4,000円を減じて得た額とし、その年度中に30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳又は60歳となる被扶養者は、人間ドックの自己負担金から2,000円を減じて得た額とする。
- 脳ドックの自己負担金については、人間ドックと同時に受診するときは、検査費用に100分の35を乗じて得た額（その額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に切り上げる。）とする。
- 婦人科検診の子宮がん検査の自己負担金については、細胞診（内診を含

む。)を受診したときは無料、乳がん検査の自己負担金については、マンモグラフィ又は超音波のどちらか1検査(触診を含む。)を受診したときは無料とする。なお、事務局の指定する機関で子宮がん検査及び乳がん検査を受診したときの自己負担金については、検査費用の半額(その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。)とする。